

令和3(2021)年度第6回伊丹市人権教育・啓発施策審議会議事録

【開催日時】 令和4年(2022年)1月28日(金)10時00分～12時00分

【開催場所】 伊丹市役所 本庁3階 議員総会室(オンライン開催)

【出席委員】 石元委員、曾我部委員、榎井委員、田中委員、松本委員、三浦委員、武田委員、落合委員(8名出席、順不同)

【事務局】 下笠市民自治部長、浜田市民自治部参事兼共生推進室長、谷人権啓発センター所長、同和・人権推進課職員

【署名委員】 松本委員、三浦委員

【傍聴者】 8名

【議事次第】

- 1 傍聴定員の決定
- 2 議題
 - (1) 基本方針案について
 - (2) 答申書鑑文案について総論部分について
- 3 閉会

【会議内容】（要旨）

会 長： 本日の議題は、議題1として「基本方針案について」、議題2として「答申書鑑分案について」であり、本審議会最終回のため、審議の上、答申としての内容を確定していきたい。

まず議題1、基本方針案について、資料29の基本方針案全体を示したものの、関連して資料30の、第5回審議会後の追加提出意見一覧、資料31の、第3回推進会議の意見及び対応一覧が、事前配布されている。資料29から31について、事務局から説明を願う。

事務局： （資料29～31 事務局説明）

（※ 資料30について、資料内容の説明に併せて、次の点を補足）

個別の具体的取組や手法等については、本日配布の参考資料で、イメージを大まかに記載。新基本方針は長期的な指針となるよう、教育・啓発や擁護についての基本的な考え方や姿勢を示すものとし、具体的な取組・手法については、新方針の趣旨に基づき、個別具体的に検討し取り組んでいく予定。

（資料31について、次の点を補足）

推進会議では、主に、第二部（基本的な考え方）及び第三部（身近な人権問題の現状と課題）について議論願った。全体として、会議では、「意見が取り入れられている」、「個別課題も概ねこれでよい」との意見をいただいたが、資料31には紙面の都合上それらは記載せず、基本方針案への追記等の意見や、個別取組に関する要望等のみ記載した。これらの意見については、基本方針への記載の有無を問わず、今後、課題の主管課等と共有し、検討していきたいと考えている。

会 長： 事務局の説明について不明な点等あるか。

特にないようなので、議論に入りたい。

最終的な答申案として資料29の基本方針案で良いかどうか、審議する。まず資料30の、前回の審議会の後に委員から提出された意見のNo1と2について、教育・啓発の基本的視点に（7）として追加する変更案が出ているが、これについて意見をいただきたい。

A委員： この追加意見は私だが、第5回の時に、本当は口頭で提案しようと思っていたが、議事が多く、結局追加意見として送ったもの。私の意図としては、事務局に送ったのではなく、委員会に向けて送ったもので、事務局の変更案はかなり意図が違うので、意図を説明させてほしい。

提出した4つの意見は、全て、ある意味では、こういう人権教育や啓発の中で当事者の人達の視点、当事者の視点を持った人の役割を、もっと明確に書かないといけないのではないかという観点から書いた。

基本的に1年間やってきて、行政と審議会と推進会議という三つの立場があって、基本方針作成には、それぞれが重要な位置にあると思う。行政と審議会だけでは触れないと思う。そこに推進会議という問題があるが、推進会議の位置付け・役割は、ただ単に意見を審議会の事前事後に聴取するという、一方的に意見を受け取って聞きおくという、そういう立場だということがわかった。やはり当事者主権というか、当事者の観点をもっと尊重すべきではないかということで、意見1の当事者の主体性の尊重をあげた。

それで方針案に当事者という言葉が一体何回使われていたかと私は言ったのだが、当事者という言葉が単体で使われているのは1回だけで、それから推進体制のところに当事者という言葉が出てくる。他には出てこない。

ただし、基本的視点の(2)に当事者意識の醸成という言葉で当事者が出ている。これは今回の基本方針案で入ったもので、とても貴重だと思う。当事者意識の醸成というのは、今当事者である私が気づいていない、私がそれに気づく、というのがメインであり、重要である。なぜ気づくことができるかと言うと、当事者のニーズとか意見というものに気づくからこそ理解できるのであって、それは、コインの表と裏と同じで、当事者意識の醸成と、当事者のニーズや主体性の尊重というものがあって、初めて当事者意識の醸成が可能になるのだと思う。その当事者意識の記述はよく書けていて、それでいい。

提出意見の1は、人権侵害を受けた当事者の人たちが一体何を望んでいるか、どんなふうに生きていきたいと思っているか、そういう具体的なニーズや意見を常にくみ上げることが重要だということを、前段でうたっている。更に、当事者が権利主体として、人権教育・啓発の主体として、施策の立案の実施評価等の過程に参画できるような体制をこれから作っていきましょうということを書いている。参画とは、単に意見を聴取されるとかではなく、施策の形成や評価まで関わるようなことだが、こういう審議会に当事者の代表が何人か入るということも含めて、そういうことが今はできていないので、それを目指していくべきだという意見を申し上げた。これが1点目。

それから、基本的視点の(6)市民の主体性の尊重と行政の中立性の確保という項目があり、私としては、この次に、今のニーズや主体性の尊重を入れることを考えていたが、この(6)が前回から変更されている。市民の「自主性」を「主体性」に変えている。この(6)は、元々は、はっきり言うと運動的なものに対し、ある種、重石をつける、遠ざける、そういう意図でできている文である。

ここには、市民から幅広く理解と共感を得られるということが書かれているが、これは逆に、人権問題の多くは、こういう共感や理解を得られない段階で、ものすごく大きな労力と血を流して運動が突き上げてくるもので、その過程は、幅広く理解と共感を得られないのだから、広がらない運動は相手にしないということが暗に意図されている。

(6)は、私は自主性のままでいいと思うが、過去の政治的な意図がここにもあって、でもこれと対抗する形で(7)にさっきの当事者のニーズや主体性の尊重という号を置くことによって、ある意味矛盾に満ちた情報だが、これも現実だと。で、まず、この(6)の「自主性」を「主体性」に言いかえるのはやめていただきたい。

それとペアで、意見No1を(7)に入れていただきたいというのが、私の追加意見の中で最重要の提案である。

他のところについては、もうとりあえず、いいかなというところで。

修正をしていただくとすれば、そこをしていただきたいと思っている。

会 長： A委員から、1点は、方針案8ページの(6)市民の主体性の尊重のところを、元々の自主性に戻してほしいということと、それから、この2段落目のところの、市民から幅広く理解と共感を得るものであることが必要だというような書きぶりだと、市民から幅広く理解と共感を得られなかったら人権教育・啓発をしないのかということになってしまうので、歴史的に見ても、人権について最初から市民の幅広い理解と共感があったわけではなくて、様々な取組の中でこういった理解や共感が広がっていくというような歴史的な経過を見ると、こういう書き方はどうかという意見があった。

もう1点は、当事者のニーズや主体性の尊重、これを(7)として新たに入れていただきたいという、そういうご提案だと思う。

A委員：事務局提案の(7)もそれなりに良いが、この事務局提案(7)は、実状の中からの知識の更新というところが、方策に関わることなので、やはり、基本的視点でなく基本的な方策に入れるのがいいと思う。

会 長：今のA委員からの提案についてどうか。

B委員：委員が言われたように、8ページ(6)の第2段落の、市民から幅広く理解と共感を得ることであることが必要という部分について、やはり人権というのは少数者の人権を守っていこうというものなので、歴史的な経緯からも、実際上の問題からも、確かに、この表現はちょっと誤解を生むのかなという気はする。

あとは(7)を入れるとか入れないということについては、ここは特に反対はなく、皆さんの意見に従う。

C委員：先ほどの2点の提案は、いずれも重要なお指摘だと思う。

その上で、8ページの(6)の幅広く理解と共感という部分について、ご指摘そのものは、そのとおりだと思うが、この文章では、一応その点を考えていて、次の段落に、「多様な意見の考え方をすることも必要」で、「市民が多様な意見や考え方をすることができる多様性のある柔軟な教育・啓発」とあるのは、一応そういうことを想定した書き方になっている。これで十分かどうかというのはあると思うが、一応ご指摘いただいたことに対する問題意識が、こういう部分に込められているというのが私の理解。

当事者の主体性の尊重は、おっしゃるとおりなので、入れた方がいいかなと思う。

D委員：先ほどB委員がおっしゃった8ページのところ、ご指摘の「理解と共感が得られるものであることが必要」という部分を、「理解と共感が得られようにすることが必要」というような表現で書いてはどうか。

事務局提案の(7)については、方策もありだろうが、実際には基本的視点に入れることが重要かと思う。

E委員：18ページの(6)は、人権教育・啓発の内容や実施方法が、市民から幅広く理解と共感を得られるものが必要ですという理解をしている。つまり、啓発が市民に届くようにという文章であって、啓発・教育が、まず共感と理解を得てから発信しないといけないという文章ではないと思う。

啓発と教育が、市民に届くようなものでなければいけないという意味で、幅広く理解と共感を得られるものを発信するということだと理解している。

会 長：この案で読み取れるので、文言を変える必要はないということか。

E委員：私はそれで理解できた。少数の人にしかとは捉えなかった。

F委員：A委員提案の(7)の意見の方が、より具体的に踏み込んでイメージしやすいので、よいと思った。

会 長： A委員からの追加案（7）に対する、資料30記載の変更案について、当事者のニーズや意見の尊重の部分を入れていないことも含めて、事務局から少し説明願いたい。

事務局： 変更案は、提出意見No1と2の前段の部分の意図を汲み取ってこのような形にさせていただいた。後段の部分については、具体的・実務的手法で、6の推進体制の項の文面に含まれるので追記しなかった。

当事者のニーズや主体性の尊重ということも、全く削除したつもりでなく、実情の把握や主体性の尊重は基本的で当然のことなので、視点の7番目に出てくる号としては、職員のあるべき視点として、人権に関する実状や課題を、当事者や関係者・関係団体の皆さんとの連携し、共有に努めるということで、表現できると考えた。

なお、先ほど議論いただいた（6）の「市民から幅広く理解と共感を得られるものであることが必要です。」という文章については、事務局としてはE委員が先ほどおっしゃられた意図で作成したが、A委員がおっしゃるような捉え方もあるので、皆様のご議論の中で、修正していただけたら。

ただ、人権啓発推進の拠点施設を運営している立場の者としては、先ほどD委員がおっしゃったように、幅広く理解と共感を得るようにすることを最終目標として日々事業を実施しているので、そういう意図も含めてこのような文章を提案させていただいた。

会 長： 要するに事務局提案の（7）の部分の下から3行目の人権課題を抱えている当事者との連携の推進によりという、このところでA委員のご提案を反映しているという説明ですが。

A委員： そこまで短くされてしまったら、意見は反映されていると言えない。

会 長： 他の委員で、意見はあるか。

G委員： 当事者のニーズや主体性の尊重は、人権課題を考える上で、特に障害者の問題など考えると、非常に大事な視点だと感じる。A委員の案では、多様な人権課題を抱える「当事者の人たちもまた」となっているが、私は、当事者の人達がまずこれに関わることができるという仕組みを作った上で、それを市民全体が認めていくようにしたらいいかなと、むしろそこを少し強調したほうがいいかと思っている。そうすると、当事者の人たちが意見を反映されるのが先になるよう、この（7）の部分は、むしろ（6）に持ってきて、その後、現行の（6）の市民の主体性の尊重と行政の中立性の確保というジェネラルな号が、（7）に来たらいいのではないかと思う。

会 長： A委員ご提案の当事者のニーズや主体性の尊重は大事なことで、入れてはどうかという意見だと理解する。

A委員にお聞きするが、先ほど、変更案（7）は、基本的な方策に持っていった方がいいと言われていたが、その案を一部修正して、A委員の（7）のご提案の文章を入れ込むという形ではどうか。要するに、変更案2段落目の4行を削り、その代わりに、例えば、「人権教育啓発を推進していくにあたっては、人権侵害を受けた当事者の人達のニーズや意見を十分にくみ上げることが重要である。この多様な人権課題を抱える当初の人達が、人権教育・啓発に主体として参画できるような体制を作っていくことが必要である」などの文章にするのはどうか。

A委員： 事務局案の中に、私の個人意見の(7)を入れるということか。それだと、変更案の(7)は、私の意見No2とほぼイコールだと思ってるので、それを一緒にしたら、あまりにも色々ごちゃごちゃし過ぎる。

会 長： ご趣旨は理解した。では、少し私の考えを申し上げる。まず(6)について、答申案8ページをご覧願う。

8ページ(6)のタイトルの市民の主体性の尊重と行政の中立性の確保について、この「主体性」は、元の「自主性」に戻し、2段落目の、「また、人権教育・啓発がその効果を十分発揮するためには」という文章については、「その内容や実施方法等において市民から幅広く、理解と共感を得られるものであることが必要です」の部分、「理解と共感を得られるようにすることが重要です」とする。

「必要です」と言うと、何か必要条件のような、それがないとだめだというふうを受け取られることもあるので、「重要です」としてはどうか。これがまず1点目。

その上で、この(6)を(7)にして、(6)として、新しくA委員ご提案の当事者のニーズや主体性の尊重、この文言を、このままというのではなくて、この趣旨はそのままにして、この基本方針の文章の流れに沿うような形で、若干言い換えて文書を作る。その点に関しては会長一任ということかどうか。

各委員： 異議なし

会 長： その上で、G委員が言われたように(6)と(7)を入れ替える。

それからもう一つ、変更案の(7)について、A委員は基本の方策にと言われたが、具体的に入れるとしたら、答申案11ページの(4)のところか。または(3)になるのか。

A委員： 基本的な方策の(5)でいかがか。

会 長： 答申案11ページに新たに(5)を建てるということか。

A委員： その箇所までは、いろんな知識をどんなふうに啓発していくかということが書かれている。その最後のところに、やはりその知識自体は、常に不変ではありませんよということを、この案どおりで入れていいのではないか。

会 長： A委員のご提案について他の委員はいかがか。

各委員： 異議なし

会 長： では、この点についても、文章細部は会長一任ということによろしいか。

各委員： 異議なし

委 員： 他に、資料29の答申案本体に関して意見があるか。

F委員： 答申案の15ページの基本方針の体系図は、もっと前にあった方がいいと思う。現行基本方針では、目次の次に体系図があり、とりあえずそれを見れば大まかな方針内

容がわかる。今回の基本方針も、目次の次にある方がよいと思った。

それともう一つ、17ページの子どもの人権のところだが、前回の私の意見を入れてもらっているが、できれば、具体的な数字、例えば不登校なら、小学生で100人ぐらい、中学生で200人ぐらいいるが、そういう不登校数や、虐待の通告数の推移などを入れられるなら入れてもらいたい。多くの方は、不登校の子どもがそんなにいないと思っているが、例えば全国では大体20万人近い不登校の子がいるとわかれば、社会全体で取り組んでいかないといけないことだというのが少しイメージできるのではと思った。

会 長： 具体的な数字を入れたらどうかという意見だが、28ページから資料編があるので、その中の30ページの(2)子ども人権の項目に、伊丹市の数字として入れるということではどうか。

F委員： 本編18ページのところに入れてもらった方が目につきやすいのかと。これを見る人がどこまで見るのかわからないのだが。本編が難しかったら、資料編の方でもよいので、どこかに入れてもらえたら。

会 長： 資料編は、基本方針に附属するもので、制度や法律が変わったり、大きく数字が動いたりするときには、適時、修正をかけていくというようなことを考えているので、委員ご提案の数字は現実的に動く数字ですので、私は資料編の方がいいのではと思うが、それでもよいか。

F委員： はい。

会 長： それからF委員からの1点目の15ページの体系図について、目次の次ということは、冒頭ということになるので、私が考えるに、人権啓発の基本的視点や基本的な方策を読んだ上で、体系図を見た方が、いきなり見るよりは、理解の程度がだいぶ違ってくるように思うので、私はこの場所がいいのではないかと思うが、いかがか。

F委員： それは本当にその通りだとも思うが、基本方針を全部、隅から隅まで読まない人もたぶん多いと思うので、何となくこの全体の概要がつかめるようなものが、例えば表紙裏とか、どこかに1枚、とりあえずパッと見て何か興味を持ってもらって、中身を読んでもみようと思うようなものがあれば。チラシ的な感じで、新しいものができましたとか。興味を持って読んでみようと思えるような何かが一番の方であればいいと思った。

ダイジェストといか、体系はそういった形になっているので、アイキャッチといか、何も知らない人がそれを見たら何となく内容がつかめるというものがあってもいい。それだけしか見ない人も多いと思うので、そういうのがあってもいいのかなと思った。

D委員： 私も最初この資料を見た時に違和感があったが、1部・2部のそれぞれの変更に対する経緯と背景、それから2部の方の基本的考え方というところから、ずっと順を追って進められているので、第2部の基本的な考え方のどこかに体系図に誘導するようなメッセージを入れるなど、工夫できたらいいのではないかと思う。体系図の位置自体は、15ページで差し支えない。

会 長： F委員のご指摘は、内容が一目でわかるような、要約的なものが最初にあった方が、市民が読む場合にいいのではないかというご提案で、必ずこの体系図が最初に来るべきだというわけでもないようだ。そうすると、答申案として取りまとめるのではなく、市民が手に取るようなものにそういう要約的なものが入っていればよいか。

F委員： はい。10年ぶりに改正されたことを知らせる、配布できるような、ダイジェスト的なものがあればいい。

会 長： 要するに、市民が手に取れる、概要版のようなものがあればよく、関心を持った人は本体を読んでもらったらいいということか。

F委員： はい。あくまで提案ということで。

会 長： ではそれについては、事務局と詰めていきたいと思う。
他にないか。

では、修正部分については会長に一任ということで、よろしく了承願う。

これで議題1は終了し、次に議題2の答申書の鑑文の案についてに移る。資料32の答申書の鑑文の案と、先ほどの基本方針案とを合わせたものが、審議会の答申となる。資料32について変更を要する点があれば、ご指摘願う。

特に加筆修正する点はないか。

各委員： なし

会 長： それでは、答申の鑑文としては、このとおりとする。
他に意見はないか。

では、議題1の基本方針案に関していただいた修正のご提案を踏まえて、一任していただいたので、会長の私が責任を持って、これを事務局と再度確認して、修正し、その上で市長に答申を提出することで、よろしいか。

各委員： はい。

会 長： これで議事はすべて終了した。（委員に感謝の意）

（閉会）

伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針第5条第3項の規定により、ここに署名する。

令和4（2022）年 月 日

署名委員

署名委員